新旧対照表 改正前(旧) 改正後 (新) 秋田県ICT活用モデル工事実施要綱 秋田県ICT活用モデル工事実施要綱 (略) (略) (工事成績評定) (工事成績評定) 第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定(工事特性)に次表のとお | 第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定(工事特性)に次表のとお りの加点を行うものとする。 ただし、次項により減点を行う場合は加点を行わない。 りの加点を行うものとする。 工種 加点数 加点数 ICT土工 4 ICT土工 4 ICT舗装工 ICT舗装工 4 4 ICT河川浚渫 ICT河川浚渫 4 ICT地盤改良工 4 ICT地盤改良工 ICT法面工 2 4 ICT法面工 2 ICT付帯構造物設置工 ICT付帯構造物設置工 ICT作業土工(床掘) ICT作業土工(床掘) 4 (第2条③を実施した場合) 4 (第2条③を実施した場合) ICT舗装工(修繕工) ICT舗装工(修繕工) 2 (第2条③を実施しなかった場合) 2(第2条③を実施しなかった場合) ※ICT活用モデル工事の主工種(1工種)について加点を行う。 ※ICT活用モデル工事の主工種(1工種)について加点を行う。 ※主任監督員の評価において、考察項目「4. 工事特性」細別「1. 施工条件等 ※主任監督員の評価において、考察項目「4. 工事特性」細別「1. 施工条件等 への対応 | 対応事項「V. その他 | で加点することとし、対応事項 $I \sim IV$ におい への対応 | 対応事項「V. その他 | で加点することとし、対応事項 | ~ IVにおい て重複評価しないものとする。 て重複評価しないものとする。 2 発注者は、発注者指定型において、受注者の責により第2条に掲げる5つの段階のうち1つ以上を履行し ない受注者に係る工事成績評定については、総括監督員の評価において、考査項目「7. 法令順守」に5点の 減点を行うものとする。ただし、次に掲げるいずれか1つ以上に該当する場合は減点の対象としない。 (1) 第2条に掲げる段階のうち、工種毎の実施要領で設定されていない段階又は選択型の段階を履行しない 場合。 (2) 施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難な場合。 (3) 前工事での3次元納品データを活用できる場合等に、3次元起工測量によらず、管理断面及び変化点の 計測により起工測量を行う場合。 (4) 降雪、積雪によって3次元出来形管理による施工管理が実施できない場合に、3次元出来形管理によら ず管理断面及び変化点の計測による出来形管理により施工管理を行う場合、及び降雪、積雪により施工後の 現況計測を実施しない場合。 (5) その他受注者の責によらず、ICT活用ができなくなった場合。 (略) (略) 附則(令和4年3月1日技管-693) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。